

第七号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の制定について

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第三項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人は、次の表に掲げる法人とする。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人グリーンバレー	名西郡神山町神領字中津一〇六番地
特定非営利活動法人「ふくろうの森」	鳴門市撫養町大桑島字蛭子山四九番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例に基づき指定の申出をした特定非営利活動法人が指定に係る基準に適合すると認められるため、当該特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人として指定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。